

## 那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書の公告及び縦覧について

那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書を公告し、縦覧を開始しますのでお知らせします。公告及び縦覧内容は下記のとおりです。

### 記

1. 公告日

平成22年8月2日

2. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称：内閣府沖縄総合事務局  
国土交通省大阪航空局
- (2) 代表者の氏名：内閣府沖縄総合事務局長 竹澤 正明  
国土交通省大阪航空局長 片平 和夫
- (3) 主たる事務所の所在地：沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号  
大阪市中央区大手前4丁目1番76号

3. 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 対象事業の名称：那覇空港滑走路増設事業
- (2) 対象事業の種類：公有水面の埋立て  
滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更
- (3) 対象事業の規模：(公有水面の埋立て) 約160ヘクタール  
(滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更) 滑走路の長さ2,700m

4. 対象事業が実施されるべき区域

- (公有水面の埋立て)  
那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面  
(滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更)  
那覇市字大嶺、那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

5. 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

那覇市、豊見城市及び糸満市

6. 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所：内閣府沖縄総合事務局開発建設部那覇空港プロジェクト室（空港整備課）  
国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課  
沖縄県行政情報センター  
沖縄県中部土木事務所  
沖縄県北部土木事務所  
沖縄県宮古土木事務所  
沖縄県八重山土木事務所  
那覇市企画財務部企画調整課  
糸満市企画開発部秘書企画課  
豊見城市企画部企画調整課
- (2) 縦覧期間：平成22年8月2日～平成22年9月1日
- (3) 縦覧時間：9時00分から17時00分まで

7. 意見書の提出期限及びその他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限：平成22年9月15日まで

(2) 提出先：沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

那覇第二地方合同庁舎二号館

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 那覇空港プロジェクト室(空港整備課)

大阪市中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎四号館

国土交通省 大阪航空局 空港部 空港企画調整課

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

① 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

② 意見書の提出の対象である方法書の名称

③ 方法書についての環境の保全の見地からの意見

意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

8. ホームページによる閲覧

環境影響評価方法書は下記アドレスのホームページにて閲覧することが出来ます。

沖縄総合事務局 URL:<http://www.dc.ogb.go.jp/Kyoku/information/nahakuukou/index.htm>

大阪航空局 URL:<http://ocab.mlit.go.jp/top/>

以上